

## 品川区議会における個人情報保護について

## 1 現 状

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、個人情報保護法(民間事業者)、行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等)の3つの法律で定められ、地方公共団体においては、自治体ごとに個人情報保護条例が定められている。

本区議会では、品川区情報公開・個人情報保護条例のもと「品川区議会情報公開・個人情報保護規程」を定め、区議会における自己情報の開示等および個人情報の保護について必要な事項を定め、区長(執行機関)と同様の一体的な運用を確保している。

## 2 個人情報保護制度見直しの経緯

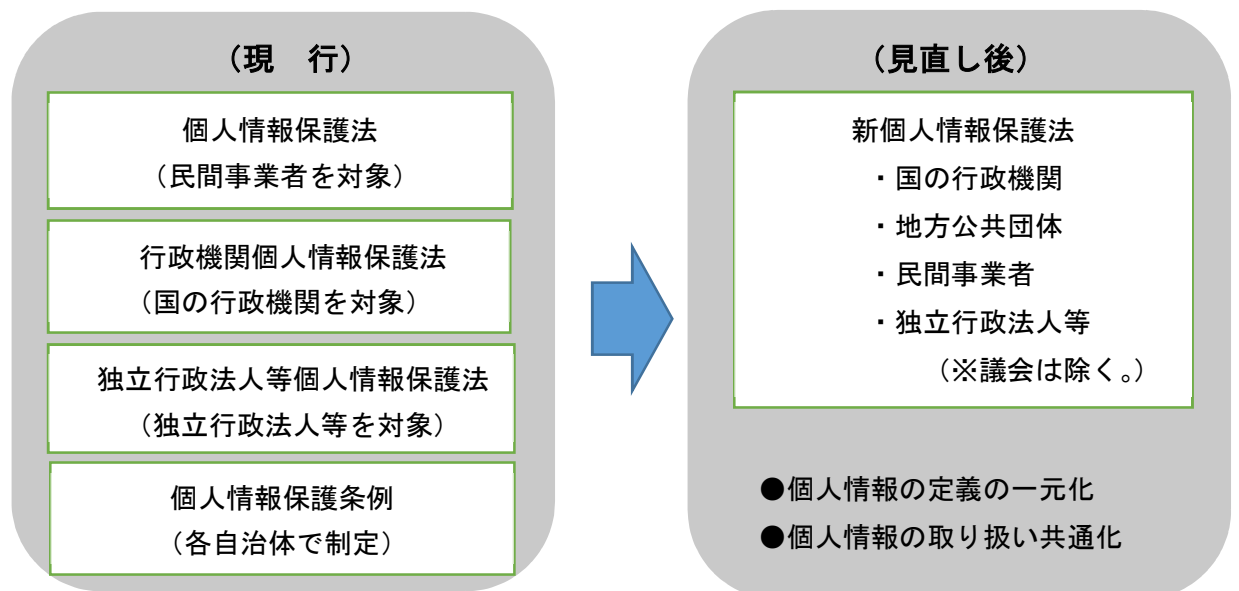
国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータの利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となり得ること等から、現行法制の不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われた。

## 3 見直しの概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が個人情報保護法に統合され、大学・病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関(議会を除く。)等における個人情報の取扱いに関する共通ルールが設定された。

## 【個人情報保護制度の見直し(全国的な共通ルール化)】

個人情報の定義等を国・民間・地方で統一し、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立等を目指すもの



#### 4 区議会としての対応

地方公共団体の執行機関には改正後の個人情報保護法の規定が直接適用されることになるが、議会は適用除外となっており、議会における個人情報の取り扱いは、議会独自の規程（条例）を制定する必要がある。

※現行の品川区情報公開・個人情報保護条例は、情報公開と個人情報保護の2つの条例に分かれる見込み。

- ① 規程（条例）の施行期日は、改正後の個人情報保護法の施行期日である令和5年4月1日となる。
- ② 区長（執行機関）においては、法の直接の適用を受けることから、これに対応した条例整備が行われる。
- ③ 今後も区としての統一性を確保するため、区長（執行機関）と一体的・同様の運用を図る。
- ④ 区議会として制定する規程（条例）は、今般の法改正の趣旨を踏まえ、法に準拠した内容とする必要があることから、全国市議会議長会作成の個人情報保護条例（例）を参考とし、基本的に横引きした内容とする。

※現行の区条例において自己情報の開示等および個人情報の保護に関する取り扱いは規定されており、新たに区議会として制定する規程（条例）は、これらの規定と重なる部分が多い。

##### 全国市議会議長会 個人情報の保護に関する条例（例）

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正および利用停止

第1節 開示（第18条—第30条）

第2節 訂正（第31条—第37条）

第3節 利用停止（第38条—第43条）

第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雑則（第47条—第51条）

第6章 罰則（第52条—第57条）

附則

#### 5 今後の予定

○区長（執行機関）の現行条例改正の検討状況の進捗および他議会の動向を注視しながら、適切な時期に本委員会で協議いただき、議員提出議案として本会議へ上程のうえ、議決いただきたい。（第4回定例会最終日の議決を想定）

○条例制定後に必要な規程（議長訓令）の整備

・品川区議会情報公開・個人情報保護規程の改正

⇒（改正後）品川区議会情報公開規程

・（仮称）品川区議会個人情報の保護に関する条例施行規程の制定